

幼保連携型認定こども園 もりのか保育園 重要事項説明書

1. 園の概要

設 置 者	社会福祉法人 森の香						
種 別	幼保連携型認定こども園						
名 称	幼保連携型認定こども園 もりのか保育園						
住 所	青森県上北郡おいらせ町鶉久保山117-875						
電 話 番 号	電話番号：0176-51-1147 FAX：0176-51-5147						
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.morinoka-hoikuen.com/						
園 長	吉村 啓介						
開 設 年 月 日	平成21年4月1日						
利 用 定 員 (年齢別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	8人		
	2号定員	—	—	—	57人		
	3号定員	10人	15人	15人	—	—	—

2. 施設・設備の概要

総面積	2003.80㎡
●園舎の建面積	738.57㎡
●屋外遊技場	718.10㎡
●その他	547.20㎡

施設外観（正面玄関）



施設外観（園庭側側面）



3. 保育・教育目標

保育・教育目標	○生命を大切にする子ども
	○心豊かな子ども
	○しなやかでたくましい子ども
	○身体と頭を使って遊んで学べる子ども
	○思いやりのある子ども

保育・教育理念

保育・教育理念	○子どもの心身の安全を図る
	○保護者、地域と連携し、子どもの健やかな発達を図る
	○異なる文化を自然に受け止められる、国際人になるための芽を育てる
	○よりよい「家庭環境」を支援するために利用される方に対して最善を尽くすことを誇りとします
	○入園児童の心身ともに健やかな育成の為、最低基準を超えた設備及び運営の向上に努めます

4. 季節別の主な行事、・活動

<p>【春】</p> <p>●お別れ会 ●節分 ●ひな祭り ●卒園式 ●進級式 ●防火風揚げ ●入園セレモニー ●内科検診 ●歩き遠足 ●草餅作り ●歯科検診 ●交通安全教室 ●総合避難訓練</p>
<p>【夏】</p> <p>●運動会 ●七夕集会 ●夏祭り ●水遊び</p>
<p>【秋】</p> <p>●バス遠足 ●卒園旅行 ●総合避難訓練 ●芋焼き会 ●不審者対策訓練 ●ハロウィンごっこ ●歯科検診 ●内科検診</p>
<p>【冬】</p> <p>●お遊戯会 ●餅つき ●まゆ玉作り ●雪遊び</p>

5. 園囑託医等

●内科医

医 療 機 関 名	下田診療所
院 長 名	渡邊 珠夫
所 在 地	青森県上北郡おいらせ町向川原3-55
電 話 番 号	0178-56-3116

●歯科医

医 療 機 関 名	めとき歯科
院 長 名	目時 亨
所 在 地	青森県上北郡おいらせ町青葉5-50-2042
電 話 番 号	0176-50-0202

●園薬剤師

氏 名	川上 新十郎
-----	--------

6. 職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
園 長	1 人	施設の管理全般及び職員の監督を行う。
副園長	1 人	園長の補助。また、園長の命を受けて業務の一部を代行する。
主幹保育教諭	1 人	副園長を補助。副園長の命を受けて業務の一部を代行する。また、園児の教育及び保育を行う。
保育教諭	18 人	園児の教育・保育を行う。
正看護師	1 人	主に乳幼児及び幼児の健康管理を行う。
栄養士	1 人	提供する給食の献立、栄養管理を管理。また、必要に応じて栄養相談・指導を行う。
調理員	2 人	給食その他の調理を行う。
嘱託医 (内科)	1 人	園児の健康に関して、相談・指導を行い、健康診断等を行う。
嘱託医 (歯科)	1 人	園児の健康に関して、相談・指導を行い、健康診断のうち、歯の検査を行う。。
園薬剤師	1 人	園内の環境衛生について検査・助言を行い、園児の健康増進審に寄与する。

7. 教育・保育を提供する曜日・時間・休園日等

開園時間 : 7:00 ~ 19:00

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

曜 日	月曜日 ~ 金曜日	
時 間	8:30 ~ 12:30	
休 園 日	土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始（12/29~1/3）	
	《春休み》	3月26日から4月 4日
	《夏休み》	7月21日から8月10日
	《冬休み》	12月24日から1月15日
	《その他》	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

曜 日	月曜日 ~ 土曜日	
時 間	【保育標準時間認定の方】	
	7:00 ~ 18:00 （11時間）	
	【保育短時間認定の方】	
	8:00 ~ 16:00 （8時間）	
休 園 日	日曜日・祝祭日及び年末年始（12/28~1/3）	

8. 延長保育料

対 象 者	内容及び料金
1号認定子ども	12:31以降の利用で発生。 1時間につき100円 ※当年度途中で満3歳に到達した1号認定の方は月上限5,000円とします
2号・3号認定子ども（短時間）	17:31以降の利用で発生。 1時間につき100円
2号・3号認定子ども（標準時間）	18:31以降の利用で発生。 1時間につき100円

9. 利用料金及び徴収時期

項 目	内 容	徴収の時期
保 育 料 (利用者負担)	園児が居住する市町村が定める保育料	当 月 20日～25日
休日保育利用料 (主に1号認定児の 長期休暇内の利用)	1日利用につき1,000円 ※月の上限：5,000円	翌月の 保育料徴収時
給 食 費 (主食及び副食費) ※1号及び2号認定	主食費 : 800円 副食費 : 4,500円	当 月 20日～25日

10. 利用の開始及び終了等に関する事項

【利用の開始】

- ①1号認定子どもの入園選考については、原則先着順とします。
- ②2号認定及び3号認定子どもの選考については、原則先着順とするが、兄弟児が在園している場合において後者を優先するものとします。

【転園及び休園】

- ①転居等により他の教育・保育施設への転園を希望するときは、転園希望月の一ヶ月前までに転園届けを提出してください。
- ②病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに園長に申し出るものとします。

【利用の終了】

1. 本園は次に掲げる事項において、教育・保育の提供を終了するものとします。
- (1) 1号及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。
 - (2) 2号認定子ども及び3号認定こどもの保護者が、子ども・子育て支援法(平成26年内閣府第44号)第一条の規定に該当しなくなったとき。
 - (3) 利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。
2. 本園は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与します。

1 1. 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

また、園児の引き渡しについては、原則保護者又は保護者に代わる家族の方に直接行いますが、事情によりこれがかたない場合はあらかじめ保護者から、迎えに来る方の「来所時間」「フルネーム」をお知らせ下さい。連絡なく代理の方が迎えに来所した場合は、職場等に連絡、確認を行いますのでご了承下さい。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先し、本園が責任を持って対応します。なお、保護者に確認がとれない場合は引き渡しは行いません。

1 2. 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護に関する基本方針の中で、個人情報の保護について定めており、これに従って世帯所得及びこれに基づく毎月の保育料に関する情報等、個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供に当たって職員が知りえた個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。退職後も同様とします。

1 3. 欠席や登園が遅れる等の連絡について

- (1) 体調不良等により、欠席や登園が遅れるなどする場合は「9：00」までに連絡を入れて下さい。
- (2) 9：00までに連絡が無い場合は、電話による確認を行います。